

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 7 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62  
年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市地区計画等の区域内における建築物に係る制限に関する条例

本則中「地区整備計画区域ごと」を「地区整備計画等区域ごと」に、「当該  
地区整備計画区域内」を「当該地区整備計画等区域内」に改める。

第1条中「地区計画」を「地区計画等」に改める。

第3条中「地区計画」を「地区計画等」に、「地区整備計画」を「地区整備  
計画等」に改める。

第4条第1項中「係る地区整備計画」を「係る地区整備計画等」に、「「地  
区整備計画区域」を「「地区整備計画等区域」に改め、同条第4項中「地区整  
備計画区域内」を「地区整備計画等区域内」に改める。

第5条第4項及び第6条第2項中「地区整備計画区域の」を「地区整備計画等区域の」に改める。

第9条第1項第2号中「当該地区整備計画区域」を「当該地区整備計画等区域」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(垣又は柵の構造の制限)

第11条の2 垣又は柵の構造の制限は、地区整備計画等区域ごとの別表第2の垣又は柵の構造の制限の項に定めるとおりとする。

第12条第2項、第14条及び第15条中「地区整備計画区域」を「地区整備計画等区域」に改める。

第17条の見出し中「建築物」の次に「等」を加え、同条中「公益上」を「、公益上」に改め、「もの」の次に「及び防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物又は沿道地区計画の内容として防音上若しくは遮音上の制限が定められた建築物でその位置、構造、用途等の特殊性により防火上又は防音上若しくは遮音上支障がないと認めて許可したもの」を加える。

第19条第1項第10号中「建築物」の次に「又は防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物若しくは沿道地区計画の内容として防音上若しくは遮音上の制限が定められた建築物」を加える。

第20条第1項第3号中「、第10条又は第11条」を「又は第10条から第11条の2まで」に改める。

別表第1に次のように加える。

64	小田周辺地区防災街区整備地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田周辺地区防災街区整備地区計画において防災街区整備地区整備計画が定められた区域
----	----------------------	---

別表第2中「第11条」を「第11条の2」に改め、同表に次のように加え

る。

#### 6 4 小田周辺地区防災街区整備地区整備計画区域

建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋（床若しくは壁又は戸で区画された各住戸の床面積が20平方メートル以上のものを除く。） (2) 共同住宅（床若しくは壁又は戸で区画された各住戸の床面積が20平方メートル以上のものを除く。）
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、65平方メートル以上でなければならない。
垣又は柵の構造の制限	建築物に附属する門又は塀（これらのうち道路又は計画図に示す対象路線に沿って設けるものに限る。）の構造は、0.6メートルを超える高さの部分について、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造としてはならない。

別表第3及び別表第4中

「

地区整備計画区域

」

を

「

地区整備計画等区域

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。